

# 関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2022.2.10発行〈通巻第529号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3  
JAM西日本会館5階 市民オフィス内  
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail : info@koshc.jp  
ホームページ : <https://koshc.jp/>



労基法災害補償請求権の消滅時効 不当な2年据え置き .....	2
建設アスベスト給付金制度が開始! まずは労災支給決定等情報提供サービスの利用を .....	6
2021年石綿健康被害ホットラインを実施 .....	10
死ぬまで元気です vol.44 右田孝雄 .....	11
韓国からのニュース .....	13
前線から .....	17
給付基礎日額をめぐって行政訴訟を提訴／三重	

# 労基法災害補償請求権の消滅時効 不当な2年据え置き

## 民法は短期時効を廃止したのに…？ 賃金請求権は当分3年という不思議

2017年の民法の改正で、短期消滅時効の規定が廃止されたことに伴い、労働基準法の賃金請求権などについて定められている消滅時効期間を改正する法律が施行されたのは、一昨年4月1日のことだった。

民法にもともとあった短期消滅時効期間1年が、社会経済情勢の変化に鑑み合理性に乏しいとして廃止され、「①債権者が権利を行使することができることを知った時（主観的起算点）から5年間行使しないとき、又は②権利を行使することができる時（客観的起算点）から10年間行使しないときに時効によって消滅する。」という規定がすべての一般債権について適用されることとなった。

もともと1年の短期消滅時効が労働者の賃金請求権等に適用されるのでは労働者の保護に欠けるから、労働基準法は特別に2年としていたのだから、そのままでは逆転してしまうことになり、趣旨に反するから改正するということだった。

専門家による検討会が開かれ、労働政策審議会労働条件部会で議論が交わされたのちに改正された内容は、賃金請求権の消滅時効期間を5年に延長しつつ、「当分の間」3年とし、記録の保存期間も5年に延長しつつ3年（現行通り）というものだった。

つまり、原則は民法にあわせるとしながらも、「当分」は逆転現象でよろしいというものだった。

理由は、労働政策審議会労働条件部会が昨年末に出した報告には次のように記されている。

「ただし、賃金請求権について直ちに長期

	改正前		改正後
賃金請求権の消滅時効期間	2年	⇒	5年（当分の間は3年）
記録の保存期間	3年	⇒	5年（当分の間は3年）
付加金の請求期間	2年	⇒	5年（当分の間は3年）
災害補償、年休等	2年	⇒	維持

間の消滅時効期間を定めることは、労使の権利関係を不安定化するおそれがあり、紛争の早期解決・未然防止という賃金請求権の消滅時効が果たす役割への影響等も踏まえて慎重に検討する必要がある。このため、当分の間、現行の労基法第109条に規定する記録の保存期間に合わせて3年間の消滅時効期間とすることで、企業の記録保存に係る負担を増加させることなく、未払賃金等に係る一定の労働者保護を図るべきである。」

本誌でも一昨年4月号でも紹介したが、労基法の趣旨からすると本末転倒の規定なのだが、経営者団体側の意向が通ってしまった形になっており、「当分」をどのように扱うかは、5年後に検討することとされている。

### 災害補償はなぜ2年据え置きなのか 「理由」は不可解そのもの

と、ここまではこの労基法改正の主要な問題点として、各方面からも指摘されてきたところだ。しかし、ここで取り上げたいのは、この改正で5年にしろ3年にしろ延ばされることがなかった災害補償請求権の問題だ。

労働基準法の災害補償請求権には、療養補償(75条)、休業補償(76条)、障害補償(77条)、遺族補償(79条)、葬祭料(80条)がある。今回の改正でも第115条の時効の規定で、災害補償については2年間で維持することとされた。

なお、この災害補償請求権は、労災保険

法にもとづく給付がある場合には、使用者の補償の責は免れるとなっていて、労災保険法の時効規定は、療養、休業、葬祭の短期給付で2年、障害、遺族の長期給付で5年となっている。

労政審労働条件部会の報告は、2年を維持する理由について、次のように記述する。

「災害補償の仕組みでは、労働者の負傷又は疾病に係る事実関係として業務起因性を明らかにする必要があるが、時間の経過とともにその立証は労使双方にとって困難となることから、早期に権利を確定させて労働者救済を図ることが制度の本質的な要請であること。

加えて、労災事故が発生した際に早期に災害補償の請求を行うことにより、企業に対して労災事故を踏まえた安全衛生措置を早期に講じることを促すことにつながり、労働者にとっても早期の負傷の治癒等によって迅速に職場復帰を果たすことが可能となるといった効果が見込まれること。

なお、仮に見直しを検討する場合には、使用者の災害補償責任を免除する労災保険制度は当然のこと、他の労働保険・社会保険も含めた一体的な見直しの検討が必要である。」

「時間の経過とともにその立証は労使双方にとって困難となる」というのは5年や3年でなく2年に据え置く理由となるだろうか。そもそも民法は、1年なんていう短期で、「立証が困難」とはならないだろうから5年にしたはずだった。加えて「業務

起因性を明らかにする」ために、じん肺やアスベスト疾患など遅発性の疾病については、何十年前であっても職場の状況を調べて業務上外を認定している。2年程度のことでも職場の状況が分からないというのはどういう業務が想定されているのだろうか。

「早期に権利を確定させて労働者救済を図ることが制度の本質的要請」であることと、2年以前の療養、休業による損失を補填することが、どのように対立するのだろうか。

「早期に災害補償の請求を行うことにより…安全衛生措置を早期に講じることを促す」とか「早期の負傷の治癒等によって迅速に職場復帰を果たす」などということは、2年以前の請求権を消滅させることによって「可能になる」とは到底考えられないように思えるのだがどうだろうか。

業務上の過重な負荷によって、精神疾患に被災したが、抑うつ状態が続いて療養期間が長期化しているような場合、ようやく請求の手続きを自ら行おうとしたときには療養開始後2年間を過ぎていて、最初の時期の給付は請求できないなどというのは、珍しくない話だ。労政審に先立って開催されていた専門家の検討会でも、こうしたケースについては触れられてはいた。

そもそも、労災相談に応じて様々なケースの労災請求にあたっている地域安全センターの活動からすると、2年という短い時効のせいで補償を受けていないケースは、特別に珍しいというわけではない。

たとえば、呼吸器疾患で長年苦しんできた被災者の相談を受けたところ、じん肺で

あることがわかり、療養開始時に遡って補償を受けようとしたところ、2年前以前は時効にかかっているという具合だ。そのような場合に、地域安全センターの専従職員なら、まず労働基準監督署に労災保険請求の意思を電話で伝え、時効の進行を止めることから作業を開始することになる。

「時効にかかる被災者なんてそんなに居ない」からなどといって、該当者の権利を削り取るような制度は、やはり改正すべきだろう。

## 本当の理由は、他の制度との関係？ 早期の検討が必要

文字通り理由にならない理由を並び立て、2年の時効を維持しようとしているようにみえるが、本当のところの理由は、最後の一文にあるのかもしれない。

「仮に見直しを検討する場合には、使用者の災害補償責任を免除する労災保険制度は当然のこと、他の労働保険・社会保険も含めた一体的な見直しの検討が必要である。」

労基法の災害補償請求権の時効を拡大すると、労災保険法も変えるのは当然のこととして、法律間の調整条項があることはもちろんとして、健康保険法や厚生年金保険法等においても、民法改正に準じて改正すべきということとなるだろう。

残念なことに、こうした社会保険や雇用保険の改正への動きが未だに進んでいないのが実情のようだ。



## 権利を喪失する被災者の立場で 改正への声を

災害補償請求権の時効問題の困難さは、実際に権利の喪失という被害を受けている被災者がまだ見ぬ存在であるということにあるかもしれない。とすると、声をあげる必要があるのは、権利喪失の瀬戸際にある被災労働者の相談を受け続けている地域安全センターということになりそうだ。

### 改正法の新条文より (記録の保存)

第 109 条 使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を 5 年間保存しなければならない。

### (付加金の支払)

第 114 条 裁判所は、第 20 条、第 26 条若しくは第 37 条の規定に違反した使用者又は第 39 条第 9 項の規定による賃金を支払わなかつた使用者に対して、労働者の請求により、これらの規定により使用者が支払わなければならない金額についての未払金のほか、これと同一額の付加金の支払を命ずることができる。ただ

し、この請求は、違反のあつた時から 5 年以内にしなければならない

(時効)

第 115 条 この法律の規定による賃金の請求権はこれを行行使することができる時から 5 年間、この法律の規定による災害補償その他の請求権（賃金の請求権を除く。）はこれを行行使することができる時から 2 年間行わない場合においては、時効によって消滅する。

附則

第 143 条 第 109 条の規定の適用については、当分の間、同条中「5 年間」とあるのは、「3 年間」とする。

② 第 114 条の規定の適用については、当分の間、同条ただし書中「5 年」とあるのは、「3 年」とする。

③ 第 115 条の規定の適用については、当分の間、同条中「賃金の請求権はこれを行行使することができる時から 5 年間」とあるのは、「退職手当の請求権はこれを行行使することができる時から 5 年間、この法律の規定による賃金（退職手当を除く。）の請求権はこれを行行使することができる時から 3 年間」とする。

\* 傍線部分が改正部分

## 安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議（略称：全国安全センター）は、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990 年 5 月 2 日に設立されました。①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場に立った調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワークキング、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽に度相談、お問い合わせください。

●購読会費（年間購読料）：10,000 円 ●一部：800 円  
●お申し込み：全国労働安全衛生センター連絡会議  
Tel:03-3636-3882 Fax:03-3636-3881 URL: <http://joshrc.info/>

# 建設アスベスト給付金制度が開始！ まずは労災支給決定等情報提供サービスの利用を

2022年1月19日、建設アスベスト給付金法が施行された。国からの給付金制度がはじまり、建設労働者として石綿健康被害に遭った方やそのご家族が給付金の請求ができるよう、請求書式も用意されている。問い合わせ先として厚生労働省が「労災保険相談ダイヤル」（0570-006031）で質問を受け付けているが、もっとも多い相談は「私は給付金を受け取ることができるのか」ではないだろうか。

現在もセンターには「ここに電話したんだけどね、言っていることがよく分からないのよ」という相談が頻繁に寄せられる。厚生労働省も相談者一人一人の状況を把握しているわけではないので、まずは自分で給付金の受給できるかどうか確かめてみよう。

## 労災支給決定等情報提供サービス

建設アスベスト給付金制度への関心は、はたして自分が給付金の対象になるかどうか、ということである。最初から対象外であればあちらこちらに相談するのは時間の無駄だし、煩雑な手続きをしたにも関わらず徒労に終わることは避けたい。

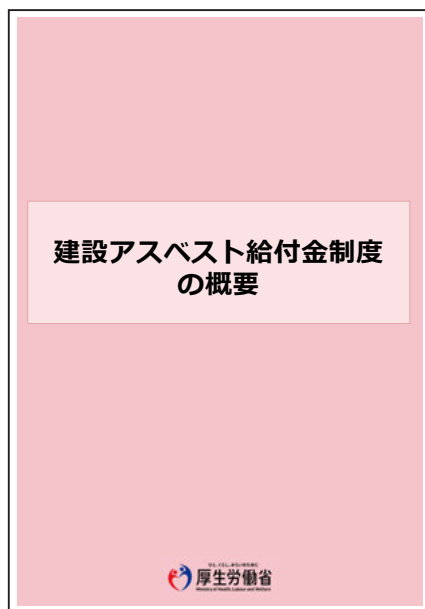
そのため活用すべき公的支援が、「労

災支給決定等情報提供サービス」である。これは給付金の請求手続きの利便性向上を図るため、間違いなく受給できる方にはその旨を伝える仕組みになっている。

パンフレットには、

「石綿関連疾患に関する労災保険給付の支給決定」や、「石綿救済法の特別遺族給付金の支給決定」をすでに受けた方や、そのご遺族に対し、これらの支給決定上方について情報提供サービスを実施します」

と書かれており、「たしかに労災は認められているが、支給金まで受給できるのか」



という疑問がある方は、まず確認のためにこのサービスを利用することを奨めたい。ただし、遺族の範囲は労災保険の遺族補償給付の受給権者の範囲と同じで、配偶者(内縁を含む)、子、父母、祖父母、孫、兄弟姉妹までである。義弟や甥、姪などは請求しても情報を受け取ることはできない。

情報提供サービスの案内は、石綿関連疾患に罹患した方やそのご家族に順次送られており、パンフレットと請求書式で、あわせて10枚程度の封書が自宅に送られてきている。「なんだかたくさん書類が入っていて…」と敬遠される方もいるかもしれないが、請求書式に健康保険証や運転免許証のコピーと住民票を添えて送るだけである。気を付けなくてはならないのは、健康保険証のコピーを用いる場合、被保険者番号など黒塗りにして送らなければならないことだろうか。何人かの方にこの情報を伝え忘れて送付していただいたので、当局からどのような指示があるのか確認しておきたい。また、住民票についてもマイナンバーが記載されていないものか、間違っていて記載されているものを入手したときは同番号をマスキングして送ることが求められている。

社労士などの代理人に任せるとしても良いというが、この手続きは上記のとおり難しいものではなく、ご自身で積極的に利用されたい。

## 支給金の請求

労災支給決定等情報提供サービスの申請

には必ず通知書という形で回答が送られてくる。その中に、「就労歴及び石綿ばく露作業従事期間等に関する情報」という項目が設けられており、昭和47年10月1日～昭和50年9月30日の期間内に石綿の吹付作業を行っているか、また、昭和50年10月1日～平成16年9月30日の期間内に屋内作業に従事しているか、の判断が「該当」、「非該当」で示される。ここに「該当」の文字があれば支給金の受給対象と国も認めていることになるので、実際の受給手続きは簡便なものとなる。「該当」と書かれた通知書に請求書式を添えて提出するだけである。

ただし、遺族による請求については、死亡届の記載事項証明書という面倒な要件がある。死亡診断書、死体検案書に対する市町村長の証明書が必要となっているが、市町村に提出された死亡診断書はわずかの期間しか市町村に保管されることはなく、比較的早期に法務局へ移送される。石綿救済法上の特別遺族給付でも同様のものが求められるものの、監督署からの依頼書がないと証明は発行されないものであるから、おそらく請求後追加で提出する書類になるのだろう。

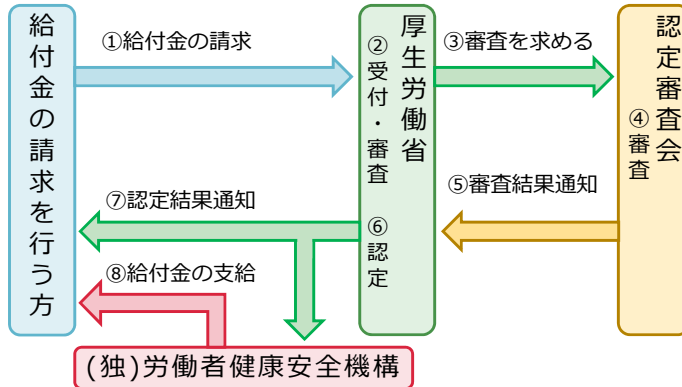
さて、労災支給決定等情報提供サービスを利用したものの、「非該当」と判断された場合はどうすればよいのか。

この判断は各労働基準監督署に残されている労災資料から厚生労働省が判断したものであり、監督署によって調査が厳密になされたものと、職業からばく露が推認されたものと被災者によって調査方法が異なる

パンフレット「建設アスベスト給付金の概要」より

**(1) 給付金制度のしくみ**

給付金制度のしくみは、以下のとおりです。



※「① 給付金の請求」に関し、厚生労働省から請求者の方にご連絡し、不足書類や追加資料の提出をお願いする場合があります。

ものもある。

監督署も迅速な決定を目指してばく露歴をすべて調べないかもしれない。特に中皮腫など、石綿に特異的な疾病であれば、1年のばく露期間に初回ばく露から10年経っていることが認定要件であることから、上記の期間外で1年のばく露が認めて調査を終了し、その余の調査を徹底していない可能性がある。また、逆にばく露の客観性を追求する調査が行われた場合、造設大工であると本人が言っているにもかかわらず、残されていた仕入伝票からはサイディングボードしか記載されていなかった、と屋外作業しか認めていないかもしれない。このような場合、改めて自らのばく露実態を詳しく説明しなくてはならず、支給金の受給権者であることを認めてもらうために多くの資料を用意する必要が出てくる。

**認定審査会**

ところで誰が支給金の支給を決定するのかというと、「特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会」という機関である。支給金の請求書を厚生労働省の労災管理課という部署に送ると、ここで要件に該当するかどうか調査・確認が行われる。その後この審査会に回されて、審査を受けるという順番になっている。

2022年1月31日に第1回審査会が開催されているので、資料を閲覧してみよう。

資料によると、認定審査会の委員は7名、医師が4名、社労士、弁護士、法学部の大学教授がそれぞれ1名からなる。この7名だけが資料を読み込み支給の是非を審査するのではなく、審査の前に臨時委員や専門委員からなる専門委員会が開催され、ここで個別の案件が議論される。労災支給決



定資料からは明らかではなかったべく露についても、できるだけ柔軟に対応するという方針が打ち立てられ、審査方針案によると建設アスベスト訴訟の判決を踏まえ、「原則として収集した資料等に基づき個別に判断を行うが、一般的に屋内作業があるとされている下表の職種に就いては、屋内作業に従事していたと判断できるものとする」として、大工、左官、鉄骨工、溶接工、ブロック工、軽天工、タイル工、内装工、塗装工、吹付工、はつり、解体工、配管設備工、ダクト工、空調設備工、空調設備撤去工、電

工・電気保安工、保温工、エレベータ設置工、自動ドア工、畳工、ガラス工、冊子工、建具工、清掃・ハウスクリーニング、現場監督、機械工、防災設備工、築炉工が例示されている。もっとも、もっぱら屋外でしか作業をしていないという資料がある場合はこの限りではない。

とはいえはつり工や大工であれば屋内作業も行うだろうと判断されるのであるから、仮に情報提供サービスで「不該当」となっても改めて支給金の請求は行うべきだろう。

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

## 栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進する栗田英司氏。

33歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命1年と宣告されたにもかかわらず、その後18年を今も前向きに生き続ける。中皮腫の診断イコール余命1年や2年などという症例が多いなか、「希望の星」と称えられる著者、渾身の闘病記です。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する6人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書です。

### 【お問い合わせ】

関西労働者安全センター  
TEL:06-6943-1527  
FAX:06-6942-0278  
mail to:koshc2000@yahoo.co.jp

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる  
「中皮腫」患者の闘病の記録

## もはや これまで

〈付〉聞き書き 6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？死ぬとは？ 中皮腫でお悩みの方、  
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し  
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。

この本には「希望」があります——。

SEIKOSHA

■出版社：星湖舎

<http://sksp.biz/index.html>

■体裁：四六判、本文184頁、ソフトカバー

■定価：本体1500円＋税

ISBN978-4-86372-097-8 C0095

# 2021年石綿健康被害ホットラインを実施

2021年12月、例年通り石綿ばく露作業による労災認定事業場の公表にあわせて「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」の全国アスベスト健康被害ホットラインが、16日・17日に実施された。

普段から患者と家族の会はアスベスト健康被害に関して相談に対応しているが、2021年は5月に建設アスベスト訴訟の最高裁判決、続く6月には建設アスベスト支給金法の成立と、2022年に向けて建設労働者におけるアスベスト被害に対する補償の枠組みが確立していく中での電話相談である。

毎日新聞、読売新聞など全国紙が2020年の1年間に石綿関連疾患による業務上認定を受けた事業場の一覧を1面に掲載し、ニュースでも同ホットラインの取り組みを報道してもらったことから、今年は例年以上に相談が寄せられた。東京で130件を超えるなど全国のいずれの相談スポットでも大幅な増加を見せ、昨年を優に超える473件の相談を受け付けた。

関西労働者安全センターが対応するエリアは近畿および中国地方で、二日間で109件だったが、ニュース報道直後の鳴りやまない電話は、設置した4回線では到底間に合わないほどの盛況ぶりであった。

相談は建設アスベスト支給金に関するものが多かったが、労災請求や石綿健康被害救済法にもとづく救済給付手続きも行われておらず、被災者やご家族がご年齢や手続

きの煩雑さを理由に未だに何ら請求を行っていないという事案が多く見られた。建設アスベスト給付金制度の設立は、このように「病気に罹患したものの、これまで何も手続きをしていない」という方やそのご家族に対する啓発の役割も担っているとらえることもできる。

また、本年3月27日に請求期限を迎える石綿健康被害救済法の特別遺族給付金についても該当する相談が数件あった。いずれも死亡後20年以上のケースではあるが、肺がんで亡くなった建設労働者であったり、事業場での石綿ばく露の可能性が考えられる中皮腫罹患者であったりするため、まずは請求をしていくことになる。

今回も中皮腫サポートキャラバン隊の右田孝雄代表がNHKのインタビューに対応し、電話相談も受けてくれたため、中皮腫や肺がんの患者さんからもたいへん心強いと好評だった。いつまでも一緒に活動していただけるよう、これからも無理なく明るくご活躍いただきたい。



NHKの取材を受ける右田氏

# 死ぬまで元気です



## Vol.44 右田 孝雄

皆さん、ご機嫌いかがですか？私は至って元気です。というのも、いいことがあったんです。

1月下旬なんですが、PETCT 撮影の検査を一年ぶりに行いました。数日後の診察日に主治医からその結果の話がありました。どんな結果になってもこういう時って聞く前はなかなかの緊張感がありますよね。私も診察室に呼ばれるまでは平静を装っていたものの頭の中はその日の血液検査や抗がん剤治療のことよりも PETCT 検査結果のことでいっぱいでした。

診察室に呼ばれて、主治医と対面に向かい合って検査結果を言ってくれるのかと思ったら、先に血液検査とレントゲン検査の結果を見て、「うん、変わらんなあ」と言うんです。

「PETCT の結果はどうなんですか？」

と聞くと、

「まあ、待てや」

と。なんか意味ありげな対応するなあと思っていたら、徐に PETCT 画像を画面に映し出して、映像診断センターの所見のコピーを手渡してくれました。

私には、もともと胸部の4か所に目立っ

た腫瘍があるのですが、所見ではそのうち右第9肋骨外側に増大が認められますと書かれていました。その下にも一年前と変わらない腫瘍が集積している可能性があると言われていました。でもこの二つは画像で見える限りそんなに成長しているようには見えませんでした。それよりも、特記したいのは残りの2か所で、右腸骨、仙骨翼にあった腫瘍が良性変異かもしれないと書かれていたのです。画像を見ても主治医もびっくりなほど消えているに近かったのでしょうか。

「ここが消えてるんよ」

と首を傾げながら笑みを浮かべて話してくれました。

4か所中2か所が良性変異の可能性があると書かれて喜ばない患者はいないと思います。リンパ節や多臓器への転移も見られなかったとも書かれていたので私は主治医の前で小躍りしました。ただ第9肋骨の外側に出てきた腫瘍に痛みが出たら放射線治療も考えようと主治医は冷静に診断してくれました。

「まあ、これでしばらくは生きれるなあ」

と主治医が言い、私はその言葉を受けて、

「じゃあ、先生はいつまで経っても辞められませんか」

と返しました。

主治医は、3年前に定年を迎え、現在は嘱託で外来患者だけを診ています。ただ3年前に主治医は私に、

「おまえの面倒は最後まで診てやる」

と、言っていたんです。おまけに、昨年初孫ができてその際もお祝いを言うと顔がにやけていました。その言葉に私は便乗して、「私が長生きすれば先生も退職できないし、いつまで経っても孫とゆっくり遊ばせん

ね」

と、言ったら主治医から、

「お前のせいじゃ」

と、笑って返されました。

私にとってこんなに嬉しい「お前のせいじゃ」はなかったですね。

ということで、私はまだまだ頑張っただけやれることやりながら、前に進んでいきますので、皆さんどうかこれからも元気だけが取り柄の中皮腫患者とのおつきあいよろしく願いいたします。



中皮腫ポータルサイト  
みぎくりハウス

<https://asbesto.jp/>



中皮腫患者による、中皮腫患者のための情報発信、交流の場！！  
お問い合わせは、**0120-310-279** 中皮腫サポートキャラバン隊



YouTube<sup>JP</sup>

検索



全国労働安全衛生センターWEBサイト



全国労働安全衛生センター連絡会議

チャンネル登録者数 20人

登録済み





# 韓国からの ニュース

## ■出張中にスピード違反運転で死亡、裁判所「業務上災害」

出張のために移動する途中でのスピードの出し過ぎで交通事故で死亡したとしても、業務上災害にあたるという裁判所の判決が出た。裁判所は、運転手が法に違反したとしても、「労働災害補償保険法」（労災保険法）第37条2項の「犯罪行為」に該当するかどうかは、業務との関連性を考慮すべきだと判断した。労災保険法では、勤労者の故意・自害行為や犯罪行為が原因で発生した死亡は、業務上の災害とみなさないと規定されている。

ソウル高法は、死亡した労働者Aさんの父親が、勤労福祉公団に提起した遺族給付および葬儀費用不支給処分の取消訴訟の控訴審で、一番と同じく原告勝訴の判決を行ったと発表した。

工具メーカーの研究員のAさんは、2019年10月、乗用車に乗って出張に向かう途中、制限速度100km/hの高速道路を時速127km/hで運転し、工事案内車輛の後部に追突する事故で死亡した。

一審は、「業務上災害が妥当」とし、地裁は判決理由について、「事故が故人の過失で発生したとしても、出張業務を遂行するために移動する過程で発生したことを考慮すれば、故人の死亡は業務上の災害とみなすのが妥当だ」と述べた。裁判所は「本事件の事故は、故人が出張業務のために移動中に発生し、自動車を運転することに伴う危険が現実化したもの」とし、「業務外の関係に起因する事由があると見る資料がなく、スピードの出し

過ぎが事故の偶然性を欠いたとは考えられない」と説明した。

公団は一審の判決を不服として控訴した。しかし二審は「(Aさんのスピードの出し過ぎが)交通事故処理特例法に定められた『制限速度を20km/h超過して運転した場合』に該当する」としながら、「業務と死亡の間の因果関係を断絶させる労災保険法の犯罪行為に該当するとは認められない」として、公団の控訴を棄却した。2022年1月4日 毎日労働ニュース ホン・ジュンピョ記者

## ■サムソンディスプレイの工場で働いた清掃労働者／職業性がんで労災認定

半導体やディスプレイなど、電子産業の工場で働いた後、がんに罹った清掃労働者に労災が認められた。清掃労働者に労災が認められたのは今回が初めてだ。

労働人権団体「半導体労働者の健康と人権を守る会」（パノリム）は5日、サムソンディスプレイの牙山キャンパスの有機発光ダイオード（OLED）ラインで勤務し、乳がんにかかった清掃労働者ファン某さんの労災申請を、勤労福祉公団が承認したと発表した。

ファンさんは、約19年間はミシン工で、タクシー運転士、療養保護士を経て、サムソンの工場で清掃労働者として10年間働いた。ファンさんは2020年11月に定年退職した後、昨年4月に乳がんと診断され、6月に公団に労災を申請した。

先月20日、公団のソウル業務上疾病判定委員会は、ファンさんの乳がんを業務上の疾病と判断した。委員会は、ミシン工として勤務していた期間に、不規則で間歇的な夜間・徹夜作業を行っていた可能性が高く、その他の事業所でも隔日制や変形または三交代で勤務していたため、夜間勤務の履歴が20年以



上とみている。また、ディスプレイの生産工程で、スモークルームを掃除する際、様々な有害化学物質にばく露された可能性があるとした。スモークルームはクリーンルーム（無菌室）の工場ラインに入るための準備空間で、ラインで働いた労働者が防じん服などに着替える場所だ。

これまで職業病に関して注目されたのはクリーンルームだが、今回はファンさんのように、スモークルームで掃除をした事例が労災と認定されたという意味もある。クリーンルームからスモークルームに入った生産工程の労働者たちの、服、靴、手袋などに化学物質が付着している可能性があるという研究結果があった反面、危険性が公式に認められたことはなかったが、今回初めて公団が認めたからだ。この他、スモークルームは、清潔管理、防塵服・防塵靴の交換、消耗品の陳列・整頓などが主な業務であるため、有害化学物質に曝される余地はないと主張したが、委員会は受け容れなかった。パノリムは、現在までに13人の電子産業の清掃労働者の被害通報を受けている。2022年1月5日 京郷新聞 イ・ヘリ記者

#### ■本社の指示で海外派遣中の死亡は「労災保険法を適用すべし」

海外に派遣されたとしても、本社の指揮で勤務していて急性心筋梗塞で死亡したとすれば、業務上の災害に当たるという判決が出た。海外派遣の労働者が実質的に国内労働者と勤務形態が同じ場合、「産業災害補償保険法」（労災保険法）の適用を受けるという趣旨だ。

ソウル行政裁判所は10日、海外派遣労働者Aさんの妻が勤労福祉公団を相手に提起した遺族給付および葬祭料の不支給処分取消訴訟で、原告勝訴の判決を行ったことを明らか

にした。遺族が訴訟を起こして4か月目のことだ。公団は今年7日に控訴した。

Aさんは塗装工事会社B社の国内工事現場で正社員として働き、アラブ首長国連邦（UAE）原子力発電所のアブダビ支社から推薦を受け、2015年5月頃からUAEで働いた。アブダビ支社で班長として勤務し、人員配置・作業指示・工事現場点検と整理などの業務を担当した。

2020年5月頃、勤務中に痛みを訴え、ステント心臓動脈整形術を受けたが、9日後に亡くなった。Aさんの妻は公団に遺族給付と葬儀費の支給を要請したが、公団は「急性心筋梗塞は業務上の疾病と認められるが、故人が別途の保険に加入せずに海外派遣中に死亡したため、労災保険法の適用対象ではない」と拒否した。Aさんの妻は昨年7月に訴訟を起こした。

裁判所は「Aさんの勤務場所が国外であるだけで、実質的に本社に所属し、その指揮によって勤務し、労災保険法が適用される」とした。裁判部は、AさんはUAEの工事のためだけに採用されたのではなく、勤務部署も本社の状況次第で変更される可能性がある」と判断した。特に、会社の専務から指示を受けて業務を遂行し、本社から給与を受けるなど、海外派遣者と把握していなかったと判断した。2022年1月11日 毎日労働ニュース ホン・ジュンピョ記者

#### ■「サムソン保護法」国会通過、労働者の知る権利の制限に反発

人体に危険・有害な勤務環境に対する情報公開を基本的に遮断できる法案が11日、国会本会議を通過し、論議を呼んでいる。いわゆる「サムソン保護法」を更に強化したという指摘だ。

「国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法案」は国家戦略技術を育て、技術流出を防ぐのが法案の核心だ。半導体や二次電池、ワクチンなど、国家先端戦略産業を保護し、支援すべきだという趣旨だ。「半導体特別法」とも呼ばれる。

首相所属の国家先端戦略産業委員会を新設し、国家先端戦略産業特化団地を指定して運営し、特化団地入居機関に費用・金融・税制支援をする内容が含まれ、国家先端戦略技術を流出すれば処罰するとした。

問題は戦略技術の流出禁止・処罰条項だ。法15条（戦略技術の流出及び侵害行為の禁止）は、国家先端戦略技術に指定された技術の取得・使用・公開を厳格に制限している。訴訟などの適法な経路で戦略技術が含まれた情報の提供を受けても、情報提供の目的以外の用途で情報を使用したり公開した場合、5年以下の懲役または5億ウォン以下の罰金に処するとした。こうなれば、サムソン電子の白血病のような業務上の災害認定や訴訟などに情報を利用できなくなる。労働者や市民が安全保健関連の情報を取得することが遮断されるしかない。

2019年8月に改正された産業技術保護法も、国家核心技術関連情報の公開を禁止でき、目的外で使用すれば処罰し、「サムソン保護法」という批判を受けてきた。今回、国会本会議を通過した法によると、国家先端戦略技術に指定されれば、自動的に産業技術保護法上の国家核心技術になる。労働者・市民の知る権利を制限する法がまたできて、処罰のレベルは産業技術保護法（3年以下の懲役または3億ウォン以下の罰金）より厳しくなった。2022年1月12日 毎日労働ニュース イム・セウン記者

## ■ 2023年1月12日から「胎児労災」を補償

2023年1月12日から、両親の業務環境のために先天的に健康損傷を受けた子供も、労災補償を受けることができる。

勤労福祉公団は「妊娠中に業務上の有害・危険要因へのばく露などによって子供に発生した先天性疾患に対する労災補償案を盛り込んだ労災保険法改正案が、11日公布された」と明らかにした。改正案によると、妊娠中の労働者が、業務の遂行過程での業務上の事故や出退勤の災害、有害因子の扱いやばく露によって、出産した子どもに負傷・疾病・障害が発生したり死亡したりした場合、労災補償が可能となる。その際、子どもが受けられる保険給付の種類は療養給付、障害給付、介護手当、職業リハビリ給付と、死亡時に遺族に支給される葬儀費である。

法施行前に生まれた子供も、一部の要件を満たせば遡及適用される。法施行日以前に労災を申請した場合や裁判所の判決で労災保険給与の受給権を認められた場合、または法施行日以前の3年以内に出生した子どもは、施行日から3年以内に申請できる。2022年1月12日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記

## ■ 3Dプリンターで息子を亡くした父親「どうか労災を認めて」

コーディング教育といった四次産業革命の言語を学ぼうという動きが活発になり、学校現場の随所に3Dプリンターが続々と進入した。2020年現在、小・中・高校の5222カ所に3Dプリンター1万8324機が普及した。そして、3Dプリンターはトゲをむき出しにした。

ソ・ジョンギョンさんは2020年7月29

日に希少肉腫がんで27か月間闘病して終にこの世を去った京畿道の科学高校の教師、故ソ・ウルさんの父親だ。息子は3Dプリンターに触るのが好きだった。2013年に特性化高校に在職した時から、生徒たちとサークル活動をしながらか3Dプリンターを活用したソ・ウルさんは、3Dプリンターを「打ち出の小槌」と呼んだ。あつという間に目の前で物が作られるのが見えた。

その過程で排出される有害物質は、当然、眼には見えなかった。普及型の3Dプリンターはフィラメント素材に高熱を加えて印刷する方式だ。この時、ナノ粒子(100nm以下)と有機化合物などの有害物質が発生する。このような超微細粒子はあまりにも小さくて、鼻粘膜のような人体の機能を無力化し、脳にまで直接浸透する。世界保健機関(WHO)傘下の国際がん研究所が、ナノ粒子より大きな粒子状物質を1群発がん物質に分類しているほどだ。更に、このナノ粒子レベルの超微細粒子にくっついて人体に吸入される様々なフィラメント添加物がある。見えないトゲに刺されたソ・ウルさんは、発病率が0.01%程度の希少肉腫がんの診断を受けた。

◆教育部、昨年の独自調査で114人の有症状者を確認

ソ・ジョンギョンさんが息子の死と3Dプリンターの関係を知ったのはその後だ。同じ学校の教師と慶尚南道の別の科学高校の教師



が同じ肉腫がんを患った。いずれも3Dプリンターで授業をしていたと判った。数回にわたるマスコミとのインタビューによる問題提起が続いた。昨年5月、教育部が5754ヶ所の学校を調査した結果、有症状者が114人いることが判った。ソ・ジョンギョンさんは昨年2月、人事革新処に公務上の災害を申請した。

現在政府は、科学技術情報通信部を中心に、教育部と中小ベンチャー企業部・環境部・雇用労働部が合同で、対策を準備している。学校や産業現場に3Dプリンターの有害性を知らせる作業をし、各種のガイドラインを発表し、再び練り直している。特に、何の根拠もなく「親環境素材」だと広報している3Dプリンター素材の改善を急いでいる。

しかし、トゲに刺された被害者の救済は遠い話だ。来月は、ソ・ウルさんが公務上の災害を申請してから一年になる。人事革新処は、「未だ、ナノ粒子が肉腫がん発病の原因だ」という科学的根拠がない」として、公務上の災害を認めていない。2022年1月28日 毎日労働ニュース イ・ジェ記者

■サムピョ産業、生き埋めで二人死亡、重大災害法第1号で捜査

重大災害処罰などに関する法律の施行3日目の29日、京畿道楊州市のサムピョ産業の骨材採取場で崩壊事故が発生し、労働者2人が死亡した。雇用労働部は産業安全保健法・重大災害処罰法違反の捜査に着手、捜査とは別に、特別監督も実施する。

雇用部は29日、産業安全保健本部と中部地方雇用労働庁の監督官8人が事故現場に出勤し、現場に作業中止命令を出し、事故収拾と災害原因の調査に着手したと発表した。同(18ページにつづく)

# 前線から

## 給付基礎日額をめぐって行政訴訟を提起

### 三重

肺がんで闘病中の被災者は、労災が認められただけでもありがたいと常日頃から口にしている。特別加入歴があるという理由で1日5000円と判断された給付基礎日額について特に不満があるわけではない。それでも給料明細を提出したにもかかわらず、資料をねつ造したなどと言われては黙っているわけにはいかない。

被災者は就労していた平成19年頃から息切れを感じるようになり、医療機関で石綿に起因する肺がんに罹患したと確認された。当時は坂本左官という事業所の職人で、すでに13年ほど就労していた。

入社して間もなく職人全員が建設労働組合を通じて労災保険の特別加入に加入させられたそうであるが、本人には加入した覚えはない。特別加入者名簿を見る

と、平成6年11月1日に左官として加入したことがわかるが、その後「建築工事における左官業務一式」から、「建築業務における造園外構業務一切」に変更されており、左官である被災者は、まったく覚えのない業務で特別加入をしたことになる。

坂本左官から受領した賃金明細も残っていて、そこには日当と出勤日数、さらに所得税が控除されていたことから、労働者であることは明らかであると伊賀労働基準監督署長に申し入れたが、日額の見直しを拒否されたため審査請求を行った。岩出三重労働者災害補償保険審査官は、「症状確認日当時の給付基礎日額5000円を元に算定し、休業補償給付が支給されていることから、本件事案にかかる給付基

礎日額の変更は認められない」と判断し、「請求人は、労働者であり、その平均賃金で決定すべきであると主張するが、当初決定の不服申し立ての期限を過ぎており、審査請求の対象としないものである」と判断した。監督署も審査官も、第1回目の休業補償給付請求に対して支給決定をした際に算定した平均賃金が、その後の休業補償請求の給付基礎日額も拘束すると考えているが、本件では平均賃金について決定を受けたことはこれまでもなく、平均賃金算定に関する復命書もない。

再審査請求においては、賃金明細については「①明細書には作成者を表すスタンプや陰影等は一切なく、当該明細書の作成者が坂本左官であるとは判断できず、②出面については請



左官で使用していた様々なコテ



求人者は「毎月末に坂本左官に提出した」と述べるが、当該出面の宛先は請求人宛となっており、請求人が作成したとは考え難く、③約 13 年前に作成された当該出面および明細書（平成 19 年）の発見経緯について合理的な説明が一切なされてない」としてまるで明細書があとから作成されたかのような判断が下された。

労働者性についても、(ア) 諾否の自由：毎日翌日の現場が指定されることで他に働くことがない、断ると次の仕事がもらえな

い、という主張に明確な判断はされず、「当該諾否の自由の誓約は直ちに指揮監督関係を肯定する要素とはならず、契約内容や諾否の自由が制限される程度等を勘案する必要があるとされる」という昭和 60 年労働基準法研究会報告の引用にとどまった。(イ) 拘束性の有無：タイムカード等による綿密な時間管理がなされていた形跡はない、として拘束性について否定した。(ウ) 報酬の労務対償性：先に述べた通り日額で受給したことを示す資料を否定し、1 日 5000 円程度の作

業しかしていなかったと判断した。最後に左官の工具は自分持ちであったことについて「請求人の事業者性の強さを想起させる作業条件となる」と論じ、特別加入をしていた一人親方であり、労働者ではないと結論付けた。

左官のコテは確かに多種多様であるが、すべて自分で持って行ってもそれほどかさばるものでもない。労働者性の判断でここまで否定されるとは思ってもいなかったので、取り消しをもとめて 2022 年 1 月に行政訴訟を提起した。

(16 ページのつづき)

日午前 10 時頃に起きた事故は、骨材採取のための穿孔作業中に土砂が崩れて発生した。土砂崩れで救助作業が難航する中、2 人が発見されたが、死亡したことが確認された。消防当局は残り 1 人を救助するため、捜索作業を行っている。

今回の事故で中央産業災害収拾本部を構成した雇用部は、救助作業に支障を与えない範囲で、事故現場で現場所長と目撃者、安全管理者に初動調査を行っている。労働者 2 人が死亡したサムピョ産業は、重大災害処罰法違反の捜査も受けることになる。今月 27 日から施行された重大災害処罰法は、常時労働者 50 人以上の事業場に適用され、事業主・経営責任者が安全・保健確保義務に違反して、死亡者 1 人以上または同じ事故で 6 か月以上の治療が必要な負傷者が 2 人以上の重大な産業災害が発生した場合、事業主・経営責任者

を処罰するよう規定しているからだ。

特に、サムピョ産業は昨年 6 月、抱川事業所で骨材採取作業のための飛散防止網の固定作業中に、労働者 1 人が岩の下敷きになって死亡し、昨年 9 月にも聖水工場でダンプトラックの近くを移動していた労働者が死亡するなど、重大な災害が 2 件発生している。重大災害処罰法は事業主・経営責任者の安全・保健確保義務の一つとして「災害発生時の再発防止対策の樹立とその履行に関する措置」が明示されており、昨年の重大災害発生後、どのような再発防止対策を樹立し、履行したかが雇用部の捜査対象になるとみられる。2022 年 1 月 29 日 ハンギョレ新聞 パク・テウ記者

(翻訳：中村猛)



# 1月の新聞記事から

**1/3** 立憲民主党は、昨年の衆院選の立候補者らを対象に、選挙運動時に受けたハラスメントに関するアンケートを実施する。望まない活動を陣営関係者に強いられたり、有権者から不快な言動を向けられたりしたとの相談が女性候補者を中心に党本部へ相次いで寄せられていた。実態を把握して対策を強化し、夏の参院選での女性候補者の増加につなげたい考えだ。

**1/8** 新型コロナウイルス患者の治療拠点となっている東京都立駒込病院（文京区）で、感染症科医師が2020年7月～21年3月の9カ月で最長計2378時間の時間外労働をした。24年度から始まる医師の残業の上限規制（年1860時間）を上回る。東京都から開示された資料によると、20年8月は最も長い349時間だった。

**1/13** 内閣府は、全国の地方議員を対象に実施した、有権者や議員らから受けたハラスメント（嫌がらせ）に関する調査結果を公表した。実際に被害を受けたり、見聞きしたりした事例1324件が寄せられ、類型別でパワハラが68.4%で最多。セクハラが22.9%、マタハラが1.4%。行為主体は有権者が53.5%、議員が46.5%。調査は2021年10～11月、都道府県議や市区町村議を対象に、インターネットを使って専用サイトで行った。

**1/14** アステラス製薬の男性社員（33）がうつ病を発症して自殺したことについて、中央労働基準監督署（東京都文京区）が過重労働が原因の労災だと認定していた。認定は昨年12月24日付。男性は2009年に入社し、15年10月に学会などを運営する部署に異動後、上司から叱責されるようになった。16年4月にうつ病を発症して休職。その後、復職と休職を繰り返し、19年12月に亡くなった。労基署は、異動で未経験の仕事をするようになったことや、時間外労働が月71時間に増加したことがうつ病発症の原因になったと認定した。

**1/17** 岡山市の建設会社でベトナム人技能実習生の男性が複数の日本人従業員から繰り返し暴行を受けていた。実習生の男性が岡山市内で会見。男性は2019年10月に来日し、20年9月、トラックの荷台で作業中、ほうきなどでたたかれた▽同11月、安全靴で蹴られ、あばら骨を3本折った▽21年8月、鋭利な工具で靴底の裏から足を突き刺され、流血した一などと主張している。また20年5月、足場の解体中、上から投げ渡されたパイプ状の部品が顔に当たり唇を4針縫い、歯も1本折れた。従業員から「自転車でこけたことにしておけ」と口裏を合わせるよう強要されたという。

**1/19** 陸上自衛隊西部方面隊の教育隊に所属していた男性陸士長（22）が教官のパワハラを受けて自殺したとして、両親が国と教官2人に計約8100万円の損害賠償を求めた訴訟があり、熊本地裁は、国の安全配慮義務違反を認め、国に対し慰謝料など計220万円の支払いを命じた。陸士長は2015年10月5～6日、西部方面混成団第5陸曹教育隊で教官から胸ぐらをつかまれたり、「お前のようなやつは殺してやりたい」という趣旨の発言を受け、翌7日、自殺した。裁判長は精神的苦痛が自殺の遠因となったと認めた。一方、指導は2日間のみで「自殺を予見することは困難だった」とし、教官2人への請求は棄却した。原告は28日控訴した。

厚労省は昨年9月、専門家の提言を受け過労死・過労自死に関係する認定基準を緩和。労働時間以外の要

因と合わせ総合的に評価するようにした。その半年前の昨年3月に、労働時間について従来より厳しい算定基準を適用していた。製造業の社長補佐の60代男性が過労で脳梗塞になり、東京都内の労基署に労災申請したケースでは、パソコンのログイン時間やメールの詳細な記録を提出したが、3月の通達に沿う形で「持ち帰り残業は例外を除いて労働時間に算入しない」とされ、不支給となった。

**1/20** 就職活動中の学生に対するハラスメント（嫌がらせ）に関し、主要企業106社の87%が社内での啓発や面会時のルール作りなど、何らかの防止措置を取っていることが共同通信社のアンケートで分かった。今後取り組む予定とした企業を加えると計92%。

**1/21** 洋菓子店「パティシエ エス コヤマ」（兵庫県三田市）の運営会社で違法な長時間労働が行われていた問題で、伊丹労働基準監督署は、同社と幹部2人を労働基準法違反容疑で神戸地検に書類送検した。1か月の時間外・休日労働は最長の社員で342時間、勤務記録に労働時間を過少に記載していた疑いもある。同社は2度の是正勧告に従わず、同署は「法違反を繰り返し、悪質」と判断した。

北海道清里町の役場庁舎内で昨年2月、50代の男性職員が自殺した問題で、町は上司だった元課長を1日付で2階級降任の分限処分にした。町が委託した弁護士事務所の調査報告書は、元課長によるパワハラが常態化し、自殺の起因となったと指摘。町が21日の町議会総務文教常任委員会でも報告した。元課長は昨年8月23日付で停職6カ月の懲戒処分も受けている。また確認できただけでも元課長の標的とされた経験のある職員は10人にのぼるといふ。

**1/24** 厚生労働省の有識者検討会は、ヘアカラー剤などに含まれる化学物質が原因で起きる皮膚障害を、業務上疾病と認める報告書案を了承した。主にヘアカラー剤に含まれる「パラトルエンジアミン」と、パーマ剤に含まれる「チオグリコール酸アンモニウム」で、人によってはアレルギー反応による皮膚のかぶれなどの症例が報告されていた。

**1/25** 長崎県警佐世保署の男性警部補（41）が上司からパワハラを受け2020年10月に自殺した問題で、地方公務員災害補償基金県支部が、自殺を公務災害と認定した。妻は去年2月、「自殺の原因は直属の上司だった交通課長からの人格を否定するパワハラ言動や、過労死ラインを大幅に超える月200時間前後の時間外労働や休日労働」などとして公務災害を申請していた。警部補の自殺後、県警はハラスメントなどに関する相談を職員から募る「意見箱」を設置。これまで正規の労働時間に算入されていなかった当直勤務を今月から労働時間に含めるよう全署で運用を変更し、勤務時間の縮減を図っている。

**1/31** トヨタ自動車に勤務していた男性社員（40）が2010年に自殺したのは過密な業務と上司のパワハラにより、うつ病を発症したのが原因だと、愛知県豊田市の妻と長女が同社を相手取り、計1億2300万円の損害賠償を求めた訴訟は裁判外で和解が成立した。同社の豊田章男社長が遺族と会い、直接謝罪した。社長は新チームを作り、社内で何があったかを必ず調べると約束し、同社はパワハラの有無などについて改めて調査を実施。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**  
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。  
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

### 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259